

# 身体拘束等の適正化のための指針

## 1 身体的拘束

### (1) 施設としての理念

#### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。本事業所（ディヤーナ国際アフタースクール網島）は、利用者ひとりひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### ②身体的拘束に該当する具体的な行為

＜参考＞介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(2001年3月)より

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・保護者への説明・確認を得て拘束を実施する場合もありますが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

**【切迫性】**利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

**【非代替性】**身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。

「非代替性」を判断する場合には、いなかる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

**【一時性】**身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

### (2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者ひとりひとりの特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

管理者・児童発達支援管理責任者・虐待防止責任者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体的拘束適正化のため利用者・保護者と話し合います。

利用者本人とその家族にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考えます。

## 2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本事業所で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は年に一回以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

代表・管理者・児童発達支援管理責任者・虐待防止責任者等で構成する。

なお、必要に応じて知見を有する第三者の助言を得る。

(3) 構成員の役割

- ・招集者 虐待防止責任者
- ・記録者 虐待防止責任者

(4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について職員に周知徹底します。

## 3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

## 4 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

### (1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

### (2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、次の項目について具体的に利用者・保護者等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

## 5 身体拘束等に関する報告

(1) 緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

### (2) 行政への相談、報告

緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合、市区町村の障害者虐待防止センター等の行政に相談、報告します。利用者への支援の中で様々な問題を事業所だけで抱え込まず、関係機関からのアドバイスや情報を得ます。

## 6 本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設内及びホームページに掲示します。